

指定管理施設における労働環境モニタリング結果について

今年度実施した指定管理施設における労働環境モニタリングの結果について、以下のとおり報告する。

1 目的

指定管理施設が適正な労働環境のもとに管理運営されることにより、区民に対する良質な公共サービスを安定的に提供するため、社会保険労務士による労働環境モニタリングを実施する。

2 調査対象

以下の5施設を対象に、書類調査、現地及び本部調査ヒアリングを実施した。

No.	施設名	事業者名	所管課
1	障害者福祉会館	社会福祉法人東京都手をつなぐ育成会	障害福祉課
2	弥生福祉作業所	社会福祉法人正夢の会	
3	中野四季の森公園	東京不動産管理株式会社	公園課
4	囲町ひろば	東京サニテーション株式会社	
5	広町みらい公園	株式会社日比谷花壇	

3 調査結果

6項目にわたる評価の結果、社会保険労務士から事業者に対して、労働環境の整備に向けた改善を要する事項の提案が行われ、事業者から改善計画が提出された。

詳細は、別紙「改善を要する事項及び改善計画」のとおり

改善を要する事項及び改善計画

評価項目	改善を要する事項 (概要)	改善を要する事項 (詳細)	改善計画	指定管理施設
雇用契約と協定等	労働時間及び休日の規定について	・就業規則に当該事業場に適用される始業、終業時刻及び休日の記載がなかった。当該事業所の実態に合わせた、始業、終業時刻、休憩時間、休日の日数等を定めること。	・令和8年3月までに就業規則の改正に取り組んでおり、始業、終業時刻や休憩時間について新たな就業規則に盛り込む。 ・令和8年4月までにパート社員の就業規則に原則の始業9時・終業18時、休憩時間12時～13時を記載する。休日については、4週間を通じて4日を与え、年間では107日と記載する。また、業務態様に即し、前月25日迄に労使双方で協議、決定し、シフト表等で前月末日迄に明示する、という文言も追記する。	・弥生福祉作業所 ・広町みらい公園
	年次有給休暇の取得日について	・一斉休日にあたる日に年次有給休暇が一部の社員で取得されていた。年次有給休暇は休日に取得することはできないため、労働日に取得すること。	・年次有給休暇の取得は休館日などではない労働日に取得するよう徹底する。	・広町みらい公園
	年次有給休暇の計画付与について	・年次有給休暇を夏季休暇4日間に計画付与するためには、労使協定の締結が必要だが、確認できなかった。労使協定を締結すること。	・令和8年5月までに夏季休暇を計画付与として労使協定を締結するか、夏季休暇については就業規則を変更するか、実態を踏まえて社内協議をする。	・中野四季の森公園/囲町ひろば
	労働時間の特定について	・勤務割による1か月単位の変形労働時間制を採用する場合、就業規則において日直・夜勤の組合せの考え方、勤務割の作成手続及びその周知方法等を定めておくべきだが、定められていないため、改めること。	・令和8年4月頃までに就業規則を改定し、各直勤務の組み合わせの考え方の例として「日直・宿直・夜勤」についてそれぞれ別表に記載する。	・中野四季の森公園/囲町ひろば
	休日の起算日について	・4週を通じて4日以上の日を与える使用者は、4週間の起算日を明らかにする必要があるが、就業規則に定められていないため改めること。	・令和8年4月頃までに就業規則を改定し、第35条に4週間の起算日を定める。	・中野四季の森公園/囲町ひろば
	生理休暇について	・就業規則の生理休暇規定に関して、生理日の就業が著しく困難な女性が休暇を請求したときは、使用者は休暇を与えなければならないが、所属長の承認制となっていたため改めること。	・令和8年4月頃までに就業規則を改定し、第40条に記載する「生理休暇」について、承認制から届出制へ変更する。	・中野四季の森公園/囲町ひろば
	就業規則の周知について	・就業規則の備え付け状況を把握していない労働者がいた。就業規則の周知を図ること。	・周知を徹底していく。	・弥生福祉作業所
	就業規則の届出について	・作成(変更)した就業規則の届出について、労働基準監督署の受付印を確認できなかった。労働基準監督署に届け出ること。	・令和8年3月までに届出を行う。	・弥生福祉作業所
	36協定の過半数代表の選出方法について	・過半数代表者は、民主的方法で事業場の過半数労働者の支持を得たうえで選出されていることが確認されたが、選出に参加していない労働者がいた。選出にあたっては、パートやアルバイトなどを含めた全ての労働者が参加できるようにすること。	・令和8年3月までに選出会議を欠席する場合は、委任状を提出することで参加できるようにする。	・弥生福祉作業所
	36協定の過半数代表の周知について	・36協定の過半数代表者が誰であるか、従業員が十分認識していなかった。過半数代表者の選出方法及びその結果について、従事する全労働者の認知度が向上するよう周知を強化・工夫すること。	・シフト勤務のため、これまで1回の共有に留まっていたが、全従事者に周知ができるように複数回にわたり説明し周知徹底する。	・広町みらい公園
	割増賃金の算定について	・割増賃金の算定の基礎となる賃金から除外できるものは①家族手当、②通勤手当、③別居手当、④子女教育手当、⑤住宅手当、⑥臨時に支払われた賃金、⑦1か月を超える期間ごとに支払われる賃金のみと法定されているが、就業規則ではこれらに該当しない賃金が除外されていた。算入するよう改めること。	・令和8年3月までに割増賃金の基礎に含めるべき手当について、給与規程の改定を検討する。 ・法の定めにより、割増賃金の基礎に含めるべき手当について、給与規定を改定する。	・弥生福祉作業所 ・中野四季の森公園/囲町ひろば
社会保険・雇用保険の加入要件について	・就業規則において、社会保険については、非常勤職員の所定労働時間および所定労働日数が「常勤職員の4分の3以上である場合には加入させる」、雇用保険については、「65歳以降に雇用された場合には適用とならない」と記載されていた。適用拡大がされている現行法令に基づき内容を修正すること。	・令和8年3月までに非常勤職員就業規則の雇用保険の被保険者の条件について、現行法令に合わせた内容に修正する。	・弥生福祉作業所	
育児・介護休業規定について	・令和7年4月から実施の育児介護休業法の改正の「子の看護休暇の見直し」、「所定外労働の制限(残業免除)の対象拡大」、「介護休暇を取得できる労働者の要件緩和」等が反映されていなかった。育児・介護休業規定を改正すること。	・令和8年5月までに令和7年4月、10月の法律改正に沿った育児介護休業規程に改正する。	・中野四季の森公園/囲町ひろば	
安全衛生	衛生推進者の周知について	・法定の要件を満たす衛生推進者が選任され、周知も行われているが、労働者への周知が不十分だった。改めての周知を行うこと。	・令和7年11月に職員会議で周知を行う。	・弥生福祉作業所
	安全衛生教育について	・雇入れ時に安全衛生に関する教育が実施されていることを確認できなかった。法令で定められた事項の安全衛生教育を行うこと。	・毎年4月入職の職員には実施しているが、今後は途中入職者にも実施する。	・弥生福祉作業所

評価項目	改善を要する事項 (概要)	改善を要する事項 (詳細)	改善計画	指定管理施設
労働時間	時間単位の年次有給休暇の取り扱いについて	・時間単位年休について、就業規則に記載されている事項の一部（対象者、1時間未満の扱い）が労使協定には明記されていなかった。就業規則の規定通りの内容で労使協定を締結すること。	・令和7年11月に時間単位年休の対象者は正職員、契約職員及び週30時間以上のパート職員である旨、及び1時間未満の端数があるときは、これを1時間に切り上げる旨を労使協定に記載する。	・障害者福祉会館
	労働時間の端数処理について	・残業の申請や承認において、15分単位での端数処理が行われている疑義があった。1分単位で労働時間を計算し、実際の労働時間に対する賃金を全額支払うようにすること。	・令和7年11月に残業申請について、再度職員会議で周知を行う。	・弥生福祉作業所
	一斉休憩について	・一斉休憩を原則としているが、交替による利用が一部混在していた。一斉休憩の適用を除外するためには、労使協定が必要であるため、労使協定を締結すること。	・令和8年4月までに就業規則等の改定に合わせ、労使協定を締結する。	・広町みらい公園
	休憩時間の取得について	・業務の繁忙により、休憩を取得できていない状況を確認した。労働時間が6時間を超える場合においては少なくとも45分、8時間を超える場合には少なくとも1時間の休憩時間を労働時間の途中に与えること。	・休憩を取れるように、令和7年11月に再度職員会議で周知を行う。	・弥生福祉作業所
	年次有給休暇の确实付与の定めについて	・就業規則等に年次有給休暇の确实付与に関するルールが定められていない。就業規則等に年次有給休暇の确实付与に関するルールを定めること。	・令和8年3月までに就業規則に年次有給休暇について「時季指定」の文言を追加する。	・弥生福祉作業所
	年次有給休暇の基準日について	・パート社員の年次有給休暇の基準日が、パート社員就業規則や年次有給休暇管理簿で確認できなかった。運用上は全社統一日に一斉付与されているため、その旨をパート社員就業規則に明記し、年次有給休暇管理簿にも基準日が表示されるよう、見直すこと。	・令和8年4月までに全社統一日である4月1日付与と記載するよう改定する。また、有給管理簿についてはシステムの改修により対応する。	・広町みらい公園
給与	就業規則に定めのない手当について	・就業規則、雇用契約書にない緊急な業務負荷などに手当が支払われ、給与明細に「その他」として支払われていた。就業規則に定めること。	・令和8年5月までに就業規則に「前条以外に支払われる手当」のように包括的に定める方向で検討する。	・中野四季の森公園/岡町ひろば
加各種手続保険		なし		
法定帳簿等の	賃金台帳の記載について	・正社員の賃金台帳について、賃金計算期間が実態と1か月ずれた内容で記録されていた。正確な記録となるよう、賃金台帳の記載方法を見直すこと。	・システム改修が必要となるが、4月給与の計算期間が3月となるように修正を検討する。	・広町みらい公園